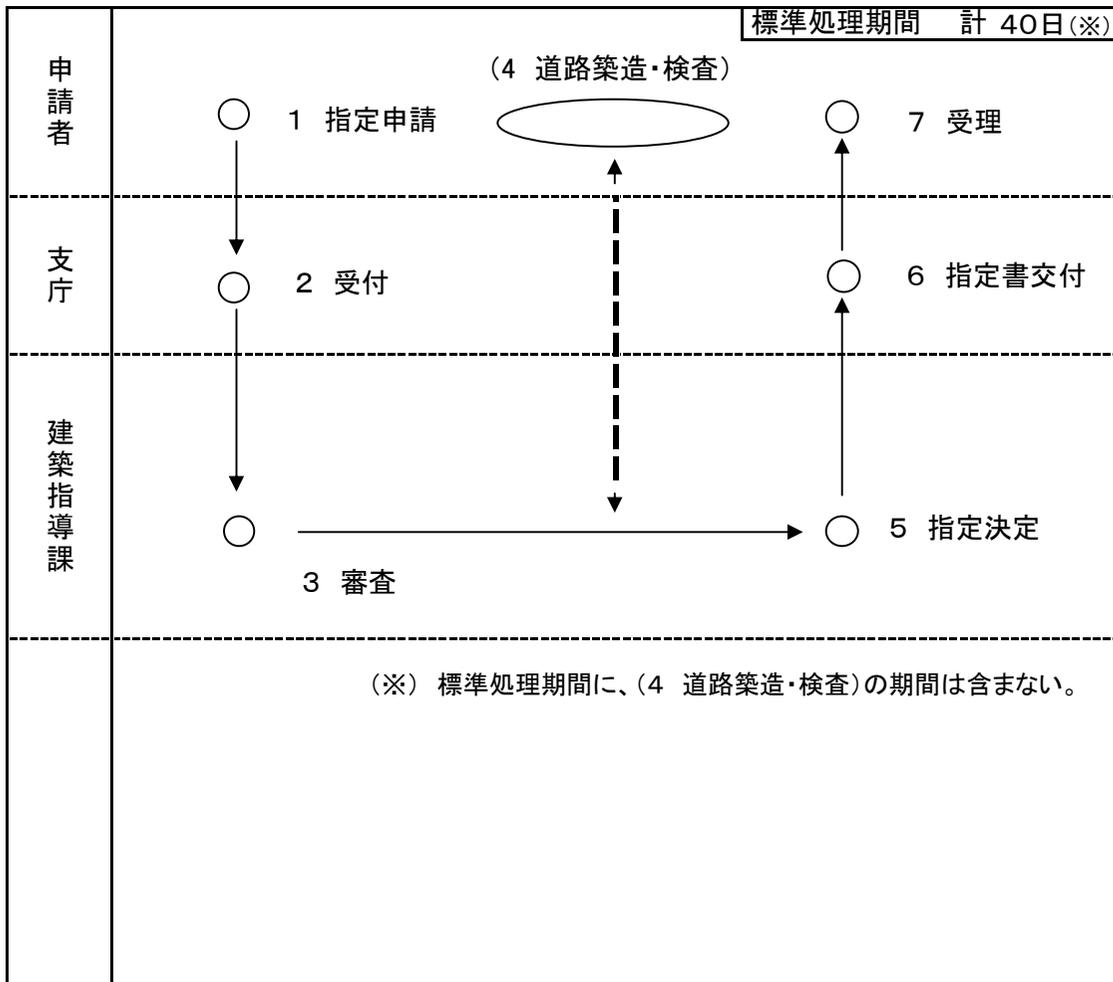


事務処理フロー図

事務名 建築基準法に基づく道路位置の指定

作成部署 都市整備局市街地建築部建築指導課指導係 電話30-745~748

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	許可申請	申請者は、受付窓口(島の各支庁)に申請書を提出し、申請手数料を納付します。
2	受付	提出された指定申請書の形式審査を行い、適正であれば、手数料を徴収の上、受け付けます。
3	審査	指定することが適当かどうか審査を行います。
4	道路築造	道路築造後に、現場検査を受けます。
5	指定決定	指定の決定をし、指定書を作成します。
6	指定書交付	指定書を申請人に対し交付します。
7	受理	